

Ashiya information

お知らせ

児童扶養手当制度の改正

令和6年11月分(令和7年1月支給分)から、児童扶養手当制度が改正されます。
主な改正内容は、①第3子以降の加算額の引上げ、②所得制限限度額の引上げです。

■対象 児童扶養手当の支給を受けている人

【第3子以降の加算額の引上げ】

第2子の加算額と同じ金額へ引き上げます。

▶全部支給

支給対象	10月分	11月分から
第3子以降	6,450円	10,750円

▶一部支給

支給対象	10月分	11月分から
第3子以降	6,440円～ 3,230円	10,740円～ 5,380円

【所得制限限度額の引上げ】

▶全部支給

税法上の扶養人数	10月分	11月分から
0人	490,000円	690,000円
1人	870,000円	1,070,000円
2人	1,250,000円	1,450,000円
3人	1,630,000円	1,830,000円

▶一部支給

税法上の扶養人数	10月分	11月分から
0人	1,920,000円	2,080,000円
1人	2,300,000円	2,460,000円
2人	2,680,000円	2,840,000円
3人	3,060,000円	3,220,000円

■問い合わせ こども政策課こども支援係 ☎38-2045

児童手当制度の改正

令和6年10月分(12月支給分)から、児童手当制度が改正されます。

	9月分まで	10月分から
所得制限	所得により支給対象外、減額の制限	所得制限なし(児童手当)
支給対象	中学生まで	高校生年代まで
第3子以降加算額	小学生まで15,000円	高校生年代まで30,000円
第3子以降の算定対象	高校生年代まで	大学生年代まで
支払月	年3回(2・6・10月)	年6回(偶数月)

■対象 高校生年代までの児童を養育している父母等のうち、所得の高い方

■申請が必要な人 所得上限額以上で、支給対象外となっている人／高校生年代の児童のみを養育している人／大学生年代の兄弟等を含めて3

人以上養育している人※世帯内に申請の対象となる児童や兄弟がいる世帯には、9月上旬に申請のお知らせを送付します。

■申し込み 9月9日～10月31日〈必着〉で市ホームページ(オンライン申請)または下記へ。※期限に間に合わない場合、初回支給に反映されない可能性があります。公務員は勤務先へ申請ください。

■問い合わせ こども政策課こども支援係 ☎38-2117(〒659-8501住所不要)

令和7年度小学校入学予定者の健康診断

10月中旬までに「就学通知書兼健康診断通知書」を郵送します。指定された日時・学校で健康診断を受けてください。

■日時&会場

午後1時30分～2時30分

【10月22日(火)】朝日ヶ丘小学校

【10月24日(木)】浜風小学校

【10月28日(月)】打出浜小学校

【10月29日(火)】山手小学校

【10月30日(水)】岩園小学校

【11月7日(木)】宮川小学校

【11月8日(金)】潮見小学校

【11月26日(火)】精道小学校

■注意事項 「就学時健康診断票」は事前に記入の上、持参ください(様式は市ホームページからのダウンロードか、市内就学前施設で配布します)。発熱・風邪症状のある場合は、健診を見合わせ下記までご連絡ください。

■対象 平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれの児童

■持ち物 通知書・就学時健康診断票・母子手帳・黒のボールペン・上履き・履物入れ

■問い合わせ 教育委員会管理課 ☎38-2085

市立幼稚園 オープンスクール

幼稚園の保育について、お話します。楽しい遊びも予定しています。ぜひご参加ください。

■日時&会場

◆西山幼稚園(☎32-5457)

9月3日(火)午前9時～11時40分

◆宮川幼稚園(☎22-5995)

9月5日(木)午前9時30分～11時40分

◆潮見幼稚園(☎34-0710)

9月5日(木)午前9時～11時50分

◆小槌幼稚園(☎22-4885)

9月9日(月)午前9時～11時30分

◆岩園幼稚園(☎22-5038)

9月13日(金)午前9時～11時40分

■対象 就学前の乳幼児とその保護者

■申し込み&問い合わせ 電話で直接各園へ

あなたの子育て応援します！体験保育募集



こども園・保育所のこどもたちと親子で遊び、給食体験をしませんか。

■日時 10月29日～31日・午前9時30分～11時40分

■場所&対象

【精道こども園/☎32-0510】1・2歳児の親子各2組

【西藏こども園/☎32-0410】2・3歳児の親子各2組

【岩園保育所/☎31-0335】2・3歳児の親子各1組

【緑保育所/☎34-0715】2歳児の親子1組・3歳児の親子2組

■申し込み 9月17日～20日・午前10時～午後4時に電話で希望のこども園・保育所へ(応募多数抽選・結果は、はがきで通知)

■問い合わせ 各こども園・保育所へ

西山手高齢者生活支援センターの移転

10月1日(火)から事務所を山芦屋町から西山町に移転します。

■移転先&問い合わせ 西山手高齢者生活支援センター ☎25-7681(西山町2-6)

申請・届け出

令和6年度芦屋市物価高騰重点支援給付金

物価高騰により厳しい状況にある方への支援として、対象の方へ確認書等を7月25日より順次発送済みです。内容を確認の上、お手続きください。

【新たな非課税世帯等給付金】

■対象 令和6年6月3日時点で芦屋市に住民登録があり、令和6年度住民税が、新たに均等割非課税または均等割のみ課税となる世帯 ※ただし、以下の世帯は対象外です。

▶令和5年度为非課税世帯等に係る7万円

もしくは10万円の給付金の対象となった世帯

▶住民税が課税されている人に世帯員全員が税法上扶養されている世帯

▶租税条約により住民税が免除されている方を含む世帯

■支給額 1世帯10万円(18歳以下の子どもがいる世帯は子ども1人あたり5万円を加算)

【調整給付金】

■対象 令和6年1月1日時点で芦屋市に居住し、定額減税可能額(本人および扶養親族1人あたり所得税3万円、